様式第9号(第13条関係)

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1　指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住　　所	登 録 番 号
株式会社安藤・間	東京都港区東新橋１－９－１	1-020330
菅原建設株式会社	水戸市六反田町 1213－１	1-002386
株式会社中井工務店	高萩市高萩 349－１	2-016943

注）業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者、「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2　指 名 停 止 措 置 期 間　　令和８年１０月１日～令和８年１１月３０日　（２か月間）

3　指名停止措置の適用範囲　　常陸太田市が発注する建設工事

4　事実概要

安藤ハザマ・菅原・中井特定建設工事共同企業体が施工する、高萩工事事務所発注の 06 県単道改第 06-03-973-Z-001 号道路改良工事（(仮称)大久保町第２トンネル。以下「本件工事」という。）のトンネル掘削中の工事現場において、令和８年３月 19 日、安全管理の不適切により、車両（10t ダンプ）の後退に巻き込まれた１次下請け作業員１名が死亡する事故を起こした。

5　指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」（平成２年常陸太田市告示第２１号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第１第8号(2)に該当する。

なお、当該措置業者は本件工事において、令和７年９月10日にも１次下請け作業員１名が死亡する事故を起こしており、同一の工事で２度の死亡事故を起こし、重大な結果を生じさせたものと認められるため、同要領第４条第４項を適用して、指名停止の期間を２か月としている。

＜指名停止措置要領＞

措　置　要　件	期　間
(指名停止の期間の特例) 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第１項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の２倍まで延長することができる。	

＜指名停止措置要領別表第1＞

措　置　要　件	期　間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (1)　略 (2)　工事関係者に死亡者を生じさせたとき。 (3)・(4)　略	 １か月

問　い　合　わ　せ　先
茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係 茨城県常陸太田市金井町3690 電話　0294―72―3111